## 第13回定例委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名(木村委員)

教 育 長 ) ここでお諮りいたします。第17号議案「使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について」および報告第6号「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、第18号議案「令和2年度芦屋市立小中学校教職員異動方針について」の審議を先に行いたいと思いますが、御 異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。日程第1、第18号議案「令 和2年度芦屋市立小中学校教職員異動方針について」を議題と します。提案説明を求めます。

教職員人事担当課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員 ) 芦屋市でも若手の先生が増えてきて、40代および50代 の先生が少ないとお聞きしますが、阪神間でも1つの小学校に 40歳代の先生が1人や、50歳代の先生が全くいない小学校 もあるとお聞きしたのですが、芦屋市では40代および50代 の先生の割合はいかがですか。

教職員人事担当課長)

同じような状況で、特に兵庫県の中でも阪神地域は20代、30代が多い地域となっております。いろいろポストが多いこともありますが、まずは阪神地区に採用されて、3年経つと希望を出して出身地などへ帰っていくような形で、若いうちに阪神間で養成されております。

割合ですが、まずは中学校で、20代が約20%、30代が約20%、20代・30代合わせて約40%おります。逆に50代が約20%です。小学校は20代が約25%、30代が36%です。50代が17%になっており、人数で40代は多くても2人か3人となります。多くが教頭や市教委で勤務している状況で、バランスを見ながら、2人、3人は配置したいと考えています。

世代交代が進んでいる状況で、来年も退職者が、管理職の 教師も含め10名前後おりますので、退職後は、再任用もあ りますが、初任者等での補充になり、20代の初任者が多け れば20代が増えていく状況でございます。

小 石 委 員 ) ②にかかわる、休職中や長期療養中は、常時、何人ぐらい いらっしゃいますか。

教職員人事担当課長)

病休が現在、精神疾患3名、一般疾病が2名、小中学校合わせて5名おります。あとは育休・産休ですが、産・育休が、小学校は10名です。中学校は育休が3名おります。各校1から2名が育休・産休で病休も2校に1人ぐらいの割合に

なっております。

小 石 委 員 ) このぐらいの数字で推移しているということですか。

教職員人事担当課長) そうです。その代替が臨時講師になります。

小 石 委 員 ) 臨時講師の採用が難しいと言われていますが、いかがです か。

教職員人事担当課長) はい。現在、小学校で2校、まだ担任が見つかっていない状況です。校内で運用していただいていますが、阪神間の他市においても11名から20名を越える人数を探していると聞いております。

小石委員) わかりました。

浅 井 委 員 ) 神戸市の事案など、同一校における勤務年数が長くなると、 教職員同士の関係の中で起こり得る可能性が高くなることはあ るのでしょうか。

教職員人事担当課長) 芦屋市においては、小学校は10年以上いる教員は育休を含め5名ほどしかいない状況です。6年以上在勤の者は55名います。中学校は10年以上が16名おります。各校に5名前後は10年以上の教員になってしまいます。

長く在籍されている教員のほうがその学校では経験があり、 地域のことを知っているということで、新しく来た教員は、ど うしても聞きながら進めないといけないということはあると思 います。

浅井委員) 先輩の先生や長くいる先生にいろいろ相談に乗ってもらいながら業務を進めいていくということは自然なことですし、必要なことだと思うのですが、このたび県の異動方針などに関して、そのような点についての注意事項はありましたか。

教職員人事担当課長) 去年と比べますと大きな変更点はないのですが、県の方針の (4) 異動に当たってはで、校長の意見を参考にということ で、校長先生に個人をよく把握していただいた上で、育成の ために異動、あるいはもう少しいたほうがいいなど、組み合 わせも含め意見を聞きながら最終判断させていただいている 状況です。

浅井委員) 芦屋ではそのようなことは決してないと信じています。ただ、いろいろな形で調査をされたり、ヒアリングされたりすることは続けていただきたいし、今まで以上に注意深く把握をしていただきたいです。

特に芦屋は学校も少なく、苦労は十分承知しておりますが、 引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第18号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)〉

教 育 長 ) ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開会議〉

次に、第17号議案「使用料・手数料等の適正化に係る関係 条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。提 案説明を求めます。

管 理 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

コストが 2 倍以上の場合、 2 割アップという基本がありますが、このコストはどこから出していますか。

管理課長) 使用料・手数料調査で、庁内では定期的に実施しています。 その際のコストの考え方が、今回も改めて財政当局で示しております。例えば、サービスに人件費がどの程度かかっているのか、職員体制やその事業を実施する経費をきちんと計上するということで、一定のルールの中でコストをそれぞれの所管で算出をして、実際の利用料金と比較して庁内で整理したところです。

木 村 委 員 ) そのコストは職員の人件費も入れているのですか。

管理課長) はい。

木 村 委 員 ) 消費税がアップしても職員の人件費は課税されないので上がらないですね。

管理課長) 一人一人のきちんとした金額を入れるのではなく、平均額で計上します。何人分の人件費を投入しているかという形の人件費です。

木 村 委 員 ) 例えば、運動場やテニスコートなどのコストは一体何を想定しているのですか。土地を貸すような場合、その場合の使用料・手数料、そこのコストに何が入りますか。要は、土地については消費税がかからないので、そこに含まれるものはほとんど職員の人件費となるということですか。例えば、100分の8から100分の10、要は2%上がる部分を上増しする説明が合理的にできるのかなと思いました。

一番気になるのは土地です。土地に関して貸す場合に、なぜ

2%上げるのか。実際には消費税がかかっていないのではないかとなると思います。

教 育 長 ) そもそも子どもの教育に資するものに対して、それを目的 外使用で貸すのに、コストとは何なのか、そのコストの定義み たいなものはありますか。

施設担当課長) 今回、特に学校のコストは本当に難しく、財政部局とも相当やりとりをさせていただきました。実際にコストと言いましても、学校の子どもたちがいる時間帯の人件費が、結局は今回算定の対象になっています。財政課から示された原価に算入する費用として、人件費・物件費・維持補修費は算定に入れています。原価に算入しない費用として、建物・構造物・備品等の購入費であったりの取得費、もしくは土地を取得した費用、その他一時的、臨時的に利用した費用など、内部の管理費用に関しては、原価には算入しないというルールを、今回の整理に関しては示されました。

学校は本来、目的外で時間貸しをする目的ではありません。 一定のルールに基づいて計算するのは、やはりおかしいのではないかという話もさせてはいただいたのですが、実際には今回、受益者負担を考える中で、施設の維持管理や運営等に直接要する経費を基本的には入れて計算をすることとなっています。1.2倍までを上限とするルールも財政課から示されたので、基本的には1.2倍までという形をとらせていただきました。

明確なコストに関する示され方を、個々の施設ごとにはされていないのが現状です。

木 村 委 員 ) 統一的にそういうことで見るというコストの概念があるのならいいです。

土地といっても維持管理で外注する場合、消費税がかかるので、説明はできると思います。その経費が幾らかかっているかは検討しておいたほうがいいと思います。

市が利用料や手数料を利用者から払ってもらう際に消費税を 課税しないですよね。

木 村 委 員 ) 自治体は国に消費税を納めているのですか。自治体が国に 消費税を払っている認識がありませんでした。

管 理 部 長 ) 芦屋市が納税義務の免除の地方公共団体であるため、実際には消費税分については納税していません。

教 育 長 ) 今回、費用対効果で2割上げる部分と、消費税が8%から 10%に上がるので、連動して2%上げるという2つがあります。

コストが 2 倍以上になっている計算がちゃんと説明できるようにしていただきたいと思います。たとえば、学校などは目的外使用だから費用対効果は関係ないのではないかという質問もあると思いますので、しっかり根拠が説明できるようにお願いします。今回、1. 2 倍というルールを作ったのはいいと思い

ます。

木 村 委 員 ) 土地の取得費はコストに入れないのはわかるのですが、建 物の取得費も入れないのですか。

施設担当課長) はい。建物の取得費も入れないことになっています。

木 村 委 員 ) 取得費や減価償却費は入れていますか。

施設担当課長) 入れないです。

木 村 委 員 ) 土地の価値は基本的に減らないのでいいのですが、建物は減っていきます。維持管理費は別ですか。

施設担当課長) 実際に細かく申し上げますと、樹木の剪定、警備、エレベーターの点検などの業務委託料、施設補修などに関しては、算定の対象とします。ただし、大規模改修のように、学校を維持していかなければいけない大きいお金については、今回は算入しません。資本の維持をする目的のものは入れないということです。

木 村 委 員 ) 入れると大きな金額になりますね。

教 育 長 ) 川西グラウンドや体育館は、1.2倍になったのですか。

スポーツ推進課長) 川西運動場は1.2倍です。

教 育 長 ) わかりました。小学校の体育館やグラウンドと青少年センターのグラウンドと体育館との齟齬がないようにしてください。同じような計算をしましたというようにしておかなければ、つじつまが合わないようになってくるので、市全体で考えを説明できるようにしておいてください。

小 石 委 員 ) コストを3年に1回、見直すとおっしゃいましたが、3年 に1回料金が変わっているのですか。

管理課長) コストや近隣の状況などを調査しておりますが、見直しで

上げているものと上げられていないものがあろうかと思います。

小 石 委 員 ) 今上げると、便乗値上げではないかと言われるタイミング だと思いました。別に反対ではないですが、タイミングもまた あると思いました。

教 育 長 ) 今、芦屋市の財政を見直そうという機運があります。

小 石 委 員 ) いろいろ考え方はあると思いますが、市だと安く借りられるが、ほかのところだと少し高いなど、それが市民サービスだという考え方もあるのではないかと思います。

教 育 長 ) 他に質問はございませんか。

浅井委員) 特に使用料に関してではないのですが、10月の終わりに市民ステージで小ホールを使わせていただいき発表をしました。教育長にもおいでいただいて、ありがとうございました。いい内容になったと思うのですが、小ホールのプロジェクターを使おうと思ったのですが、小ホールの規模や距離にぴったり合うものがないということで、結局は持ち込みました。設備的には平台のことやいろいろ含めて、充実しているとはちょっと言い難いとは思います。

芦屋市立のホールとして、専用ホールがルナ・ホールの大ホールと小ホールだけで、用途に応じて市民の方にも使い分けて、もっと使ってもらえるように周知したいと思っています。同様に、ほかの社会教育の施設であっても手をかけて、丁寧に使いたいと思います。

新しい建物も使いやすくてすてきですが、今あるものも大切に活用して、有効に使っていくことが芦屋の文化度の高さを示すことができるのではないかと考えています。

ョドコウ迎賓館や宮塚町の住宅などはいい例かもしれません。 いろいろな施設の指定管理でも苦心してくれていると思います が、社会教育は重要な分野だと考えますので、財政が厳しいの は重々わかっていますが、予算の要求もしっかりしていただい て、これまで以上に活躍をしてもらえることを期待しています。

教 育 長 ) 55ページのところは2%上げるのですか。

管 理 課 長 ) 現在の使用料に対し、108分の110をかけています。

教 育 長 ) 市民会館本館の茶道具の使用料金3,000円が3,0 50円になっているので、3,060円ではないのかなと思い ました。

管 理 課 長 ) 3,055円になります。

教 育 長 ) 1円の位は切り捨てているのですね。

管理課長) 切り捨てています。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

今回、議会に対しては、きちっと説明できるように準備していくということの付帯条件をつけまして、無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること に御異議ございませんか。

## 〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。 〈第17号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)〉

教 育 長 ) 続いて日程第2、報告第6号「芦屋市放課後児童健全育成 事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。 青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員 ) これは、国の基準が変わったので、芦屋市もそれに合わせるということでよろしいですか。

青少年育成課長) そうです。

教 育 長 ) 以前は、経過措置はついていましたか。

青少年育成課長) 経過措置については、今年度までは経過措置で、みなし支援員といいまして、現在、支援員の資格を持っていないが、研修を受ける資格のある者、例えば教員免許や保育士の免許などを持っている者はみなし支援員として、支援員に準じた扱いになっていました、国では今年度までという形になっていましたが、国から延長して構わないと連絡を受けております。それにつきましては、近隣市の内容をもう1度確認して上げさせていただこうと考えております。

教 育 長 ) 条例に定めていましたか。

青少年育成課長) 条例の附則に定めております。

教育長 ) 附則は令和2年、平成32年3月31日になっていたので、 別にそれを削除するものは要らないわけですね。必要であれば もう1度、附則だけをつけるということになるわけですね。

青少年育成課長) はい。または附則の変更という形となります。

教 育 長 ) わかりました。

現在、経過措置をしないと困る人は出てくるのですか。

青少年育成課長) 嘱託の指導員は全員、支援員の資格は取っております。ただ、臨時職員につきましては、大体半分ぐらいが資格を持っていないため延ばすこともあります。

教 育 長 ) 運用的に経過措置はつけておいたほうがいいかもしれません。

青少年育成課長) そうですね。民間事業者に関しましても、こういう形のことになりましたら、支援員の資格を取っていかなければいけないということで、新たに参入されるようなところでしたら、みなし支援員で入っていただき、資格を取っていただくということにするには、期限を延ばすことは必要になると思っております。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第6号「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長 ) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長 ) 閉会宣言